

# 第 1 1 編

# 危険物等災害対策編

## 第1章 基本的考え方等

### 第1節 基本的考え方

本編は、宮崎県内において危険物の漏えい・流出、火災、爆発による多数の死傷者等の発生、高圧ガスの漏えい・流出、火災、爆発による多数の死傷者等の発生、毒物・劇物の飛散、漏えい、流出等による多数の死傷者等の発生、火薬類の火災、爆発による多数の死傷者等の発生といった危険物等災害が発生した場合に、被害の軽減又は拡大防止のため県、市町村等がとるべき対策について必要な事項を定めるものとする。

なお、本編に特別の定めのない事項については、共通対策編に基づき運用するものとする。

### 第2節 本県における危険物等施設の現況

#### 1 消防本部別危険物施設数

(令和6年3月31日)

消防局消防本部	合計	製造所	貯蔵所								小計	給油取扱所	第1種販売	第2種販売	移送取扱所	一般取扱所
			小計	屋内貯蔵所	屋外タンク	屋内タンク	地下タンク	簡易タンク	移動タンク	屋外貯蔵所						
総計	3,193	28	1,824	261	530	34	460	5	493	41	1,341	842	8	11	3	477
宮崎市	874	2	516	83	108	18	148		150	9	356	240	3		1	112
都城市	466		221	39	56	3	67		49	7	245	170	3	6		66
延岡市	465	17	268	71	87	5	46	1	52	6	180	83	1	1	2	93
日南市	163	1	81	8	31		22		17	3	81	47	1	3		30
日向市	339	4	211	14	89	3	33	1	62	9	124	63		1		60
串間市	70		40	1	15		14	2	7	1	30	21				9
西都市	106	1	71	7	16	1	18	1	28		34	22				12
東児湯	313	3	204	28	75		44		55	2	106	64				42
西諸広域	254		139	9	43	2	31		51	3	115	85				30
西白杵広域	78		42		3	2	26		10	1	36	27				9
非常備	65		31	1	7		11		12		34	20				14

## 2 高圧ガス施設の状況

(令和6年3月31日現在)

	高圧ガス製造施設			高圧ガス販売事業所		容器検査所
	一般高圧ガス	液化石油ガス	冷凍	一般高圧ガス	液化石油ガス	
宮崎市	6	16	8	198	65	3
都城市	8	14	12	66	58	5
延岡市	6	2	4	45	29	1
日南市	2	3	2	23	16	1
日向市	3	4	6	19	13	0
小林市	0	4	2	11	16	0
西都市	0	2	0	6	14	0
えびの市	2	2	3	2	14	1
串間市	0	1	0	2	13	0
北諸県郡	1	1	3	3	7	1
西諸県郡	0	0	0	0	4	0
東諸県郡	1	0	0	2	8	0
児湯郡	2	1	3	16	21	0
東臼杵郡	0	2	1	4	7	0
西臼杵郡	0	1	0	4	15	0
計	31	53	44	401	300	12

\*高圧ガス製造施設については、第1種製造施設数を記載。

\*高圧ガス販売事業所については、高圧ガス保安法施行規則にて区分し施設数を記載。

## 3 火薬類施設の状況

### (1) 火薬類製造・販売所の状況

(令和6年3月31日現在)

区分 農林振興局管内別	産業火薬類 製造所	煙火製造所	販売所	計
中部			4	4
南那珂			2	2
北諸県		1	2	3
西諸県			2	2
児湯			1	1
東臼杵	2		4	6
西臼杵支庁			1	1
計	2	1	16	19

(2) 火薬庫設置状況（棟数）

（令和6年3月31日現在）

農林振興局管内別 区分	1級	2級	3級	煙火	実包	計
中部	4		2	3	1	10
南那珂	2					2
北諸県	4	2	1	3		10
西諸県	4	2		1		7
児湯	2					2
東白杵	34		1	1		36
西白杵支庁	2					2
計	52	4	4	8	1	69

4 大量の危険物等物質が保管されている施設

東西オイルターミナル日向油槽所、宮崎石油基地、東燃ゼネラル石油宮崎油槽所  
Misumi 宮崎海上基地、カヤク・ジャパン東海工場及び雷管工場、  
旭化成愛宕事業場、レオナ樹脂・原料工場、日向化学品工場及び延岡動力部、  
旭化成新港基地、宮崎県漁連日南支所、東ソー日向、日向製錬所、航空自衛隊新田原基地

## 第2章 危険物等災害予防計画

### 第1節 危険物等施設の安全性確保

危険物等(危険物、高圧ガス、火薬類、毒劇物をいう。以下同じ)による災害を防止するため、取扱施設の現況を把握し、消防法令等関係法令に基づく安全確保対策を推進するため、今後とも法令遵守の徹底を図るものとする。

各危険物等取扱事業所等への災害に対するマニュアル(災害時に対する応急措置・連絡系統の確保など)作成指導の徹底のほか、各消防本部等関係機関の施設立入検査の徹底を図り、法令遵守に基づく危険物等施設の安全確保を推進する。

また、施設全体の安全性能向上の確立を図る。

#### 1 危険物施設の安全化

##### 【県、市町村、危険物施設の管理者】

危険物施設は消防法及び関係法令により細部にわたり規制基準が示されており、県及び市町村は、これらの法令に基づき規制の強化、事業所に対する指導の強化を行なう。

また、危険物施設の被害、機能障害を想定したマニュアル作成指導を推進し、マニュアルに基づく訓練、啓発などの実施励行による、防災意識の高揚を図る。

##### (1) 施設の保全及び安全化

危険物施設の管理者等は、消防法第12条(施設の基準維持義務)及び同法第14条の3の2(定期点検義務)等の規定を遵守し、危険物施設の保全に努めるとともに、設置地盤の状況を調査し、安全化に努める。

##### (2) 大規模タンクの安全化

一定規模以下の貯蔵タンクについても不等沈下、移動、配管の切断、亀裂等の事故防止のため、タンクが設置される箇所の地盤調査、工法等技術上の基準について配慮するよう指導する。また、既設タンクについては、事業所に対し常時沈下測定を行い基礎修正及び各種試験による自主検査体制の確立について指導を行う。

また、万一の漏えいに備えた、防油堤、各種の安全装置等の整備に努める。

##### (3) 保安確保の指導

県及び市町村は、危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取扱いの方法が、危険物関係法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要がある場合は、事業所の管理者等に対し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

##### (4) 危険物取扱者に対する保安教育

県は、危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者に対し、取扱作業の保安に関する講習を実施し、危険物取扱者の資質の向上に努める。

##### (5) 自主防災体制の確立

危険物施設の管理者は、消防法第14条の2の規定に基づく予防規程の内容を常に見直し、操業実態に合ったものとするよう努めるとともに、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努める。

また、隣接する事業所間の自衛消防隊の相互協力体制の強化を図るとともに、消火薬剤、流出油処理剤等の防災資機材の備蓄に努める。

#### 2 高圧ガス大量貯蔵所の安全化

##### 【県、市町村、高圧ガス及び火薬類取扱施設管理者】

##### (1) 高圧ガス設備等の予防対策

県は、高圧ガス設備及び液化石油ガス消費設備等の安全化を促進するため、次の対策を推進する。

これらの対策については、県内各高圧ガス保安団体との密接な連携を図りつつ、事業者に対する周知徹底に努めながら円滑かつ効果的な推進を図る。

ア 防災マニュアル等の整備

事業所の高圧ガス設備並びに液化石油ガスの販売施設及び一般家庭用消費設備の安全化対策や災害時の行動基準等に関するマニュアル等の策定を指導するとともに、関係者に周知徹底を図る。

イ 高圧ガス設備等の安全化の促進

法令により耐震基準が適用される高圧ガス設備については、その遵守を徹底させるとともに、それ以外の設備についても、必要に応じ安全化の促進を図る。

さらに、一般家庭用液化石油ガス消費設備等についても安全化の促進を図る。

ウ 事業者間の相互応援体制の検討、整備

災害時に高圧ガスまたは液化石油ガスによる災害が発生し又はその恐れがあるとき、その被害等の状況を速やかに把握しつつ、被害の発生またはその拡大を防止するため、高圧ガス取扱事業者間または液化石油ガス販売事業者間の相互応援体制の整備を検討する。

エ 災害対策用安全器具の普及

液化石油ガス消費設備については、災害時に一般家庭の液化石油ガスによる災害を防止するため、安全器具の普及促進を図る。

オ LPガス集中監視システムの普及

液化石油ガス販売事業者が災害時に液化石油ガス消費設備の発災状況等の情報収集や緊急措置を行う上で有効な集中監視システムの普及促進を図る。

(2) 火薬類の予防対策

ア 製造所への対策

(ア) 従事者に対する保安教育を実施し、保安意識の高揚と技術指導を図る。

(イ) 定期自主検査の完全実施を指導する。

イ 火薬庫への対策

(ア) 火薬類取扱保安責任者の講習会を実施し、保安意識の高揚を図る。

(イ) 定期自主検査の完全実施を指導する。

(ウ) 保安検査を実施する。(年1回以上)

ウ 点検および通報

火薬庫等は人家から離れた場所に設置される例が多いため、災害による影響が発生した場合も発見に時間を要することから、一定規模以上の災害が県内で発生した場合は、火薬庫、製造所等の所有者または占有者は速やかにその施設の点検に赴き、被害の有無等を県へ通報するよう指導する。

3 毒劇物取扱施設の安全化

県は、毒物及び劇物取締法の規定により登録している施設等に対して、自己点検等の保安体制の整備など危害防止対策に理解を求めることとする。

## 第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

### 第1款 情報の収集・連絡体制の整備

情報の収集・連絡体制の整備については共通対策編第2章第2節第1款によるほか、以下のとおりとする。

【県、市町村、関係機関】

危険物等災害が発生した場合に備え、情報の収集、関係機関相互の連絡体制の整備を図るものとする。

【危険物等施設管理者】

管理する施設において災害が発生した場合に備え、警察や消防機関等の関係機関に迅速に通報する体制を確立しておくものとする。

## 第2款 活動体制の整備

### 1 県及び市町村の活動体制の整備

県及び市町村は、危険物等災害時の職員の非常参集体制の整備を図るものとする。参集基準を明確にするとともに、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知させ、資機材や装備の使用方法的習熟、関係機関等との連携について徹底を図る。

### 2 危険物等災害用資機材の整備

#### 【市町村、警察】

危険物等災害に備え、以下の資機材の整備充実に努めるものとする。

- (1) 生化学防護服、特殊型防護ガスマスク等防護用機材
- (2) ガス等測定器、送排風機、消火器、毛布等救出救助用機材

## 第3款 消火体制の整備

### 1 市町村消防計画の作成

#### 【市町村】

市町村は、危険物等災害による出火に備えるため、危険物等の製造所、貯蔵所及び取扱所が多い地域の消防計画を作成し、その推進を図るものとする。

### 2 出火防止体制の整備

#### (1) 事業所等に対する指導

##### 【市町村】

市町村は、化学薬品を保管している事業所、教育機関、研究機関等に対して地震等の災害による容器の破損が生じないように、管理を適切かつ厳重に行うよう指導するものとする。

#### (2) 高圧ガス、毒劇物等の貯蔵又は取扱いの指導

##### 【市町村】

市町村は、消防法等の規定に基づき、一定数量以上の危険物、圧縮アセチレンガス、液化石油ガス等の高圧ガス、シアン化水素やアンモニア等の毒物劇物等を貯蔵し又は取り扱う者に対して規制を行い、適切な査察指導等を行って、火災発生の未然防止を図るものとする。

### 3 消防力の充実強化

消防力の充実強化については、共通対策編第2章第2節第3款「1 消防力の充実強化」によるほか、以下のとおりとする。

市町村は、化学消防車等危険物等による火災に対応する設備の充実に努めるものとする。

### 4 消防水利の確保

共通対策編第2章第2節第3款「2 消防水利の確保」参照

## 第4款 医療救護体制の整備（共通対策編）

## 第5款 緊急輸送体制の整備（共通対策編）

## 第6款 避難収容体制の整備（共通対策編）

## 第7款 防災関係機関等の防災訓練の実施

#### 【県、市町村、危険物等施設の管理者】

各関係機関は、災害の発生を防止し、また、災害時の被害の軽減及び鎮圧活動の円滑を図り、防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の向上を図ることを目的とした訓練及び教育を

実施するものとする。

### 1 訓練の方法

各関係機関は、それぞれ訓練計画を定め、単独又は共同して実施するものとする。

### 2 訓練の種別

訓練は、実地及び図上で、それぞれの災害応急対策の万全を期すため、次の訓練を実施するものとする。

- (1) 緊急通信訓練
- (2) 避難救助訓練
- (3) 資機材調達輸送訓練
- (4) 火災防御訓練(危険物、高圧ガス等)
- (5) 総合訓練
- (6) その他

## 第3節 防災知識の普及

### 1 防災教育

【県、市町村、危険物等施設の管理者】

特定事業所の石油等の取扱者及び従業員に対し、関係する組織、機関はそれぞれの定めるところにより、実効ある教育を実施するものとし、特定事業者は積極的に教育を受けさせるものとする。

#### (1) 教育の種別

- ア 消防法関係
  - ・危険物取扱者保安講習、防火管理者講習
- イ 高圧ガス関係
  - ・関係事業所の従業員に対し、高圧ガス等について必要に応じ講習会・研修会等を実施する。
- ウ 労働安全衛生関係
  - ・雇入れ時及び作業内容変更時の安全衛生教育
  - ・職長等の教育
  - ・化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者、特定化学物質等作業主任者及び四アルキル鉛等作業主任者の技能講習及び能力向上教育
  - ・特殊化学設備の取扱い、修理、整備の業務の特別教育
- エ 海上関係
  - ・海上災害の予防に関すること
  - ・海上災害時における防除措置に関すること

## 第3章 危険物等災害応急対策計画

### 第1節 発災直後の災害情報の収集・連絡

危険物等災害情報の収集・連絡に当たっては、危険物等に対する専門的知識に基づいた正確な情報の収集・連絡に努めることを基本とする。

#### 1 危険物等災害発生直後の被害情報等の収集

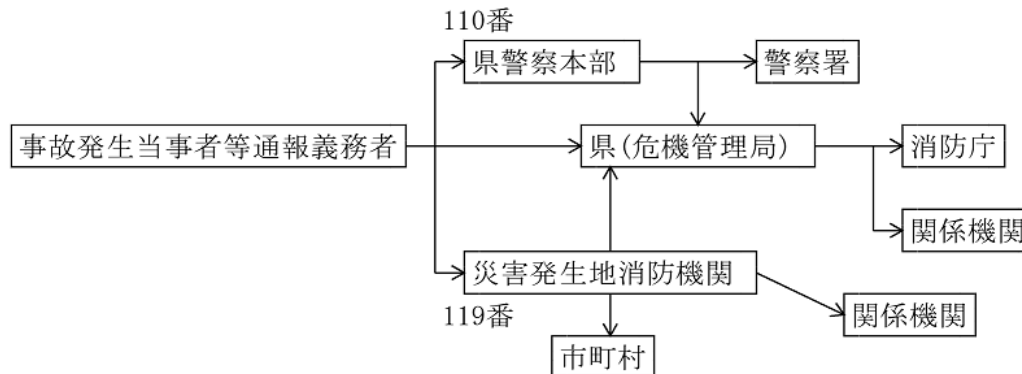
【県、市町村、警察、事業者】

- (1) 危険物等施設管理者は、自己の管理する施設での事故災害等発生の通報を受けた場合は、職員に出動を指示するとともに、事故災害等状況の確認を行い、直ちに関係機関に通報するものとする。
- (2) 市町村は、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに電話等によって県へ連絡するものとする。ただし、消防機関へ通報が殺到する場合は、直接消防庁へ報告するものとする。  
報告に当たっては「火災・災害等即報要領」によって災害発生後直ちに無線電話・ファクシミリ等によって行うものとする。
- (3) 県は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告する。  
県警察本部は、被害に関する情報を把握し、これを警察庁に連絡する。
- (4) 県は、警察用航空機による目視、撮影等による情報収集を行うとともに、必要に応じ、自衛隊ヘリコプターの出動を要請する。
- (5) 県及び市町村は、必要に応じ画像情報の利用による被害規模の把握を行うものとする。

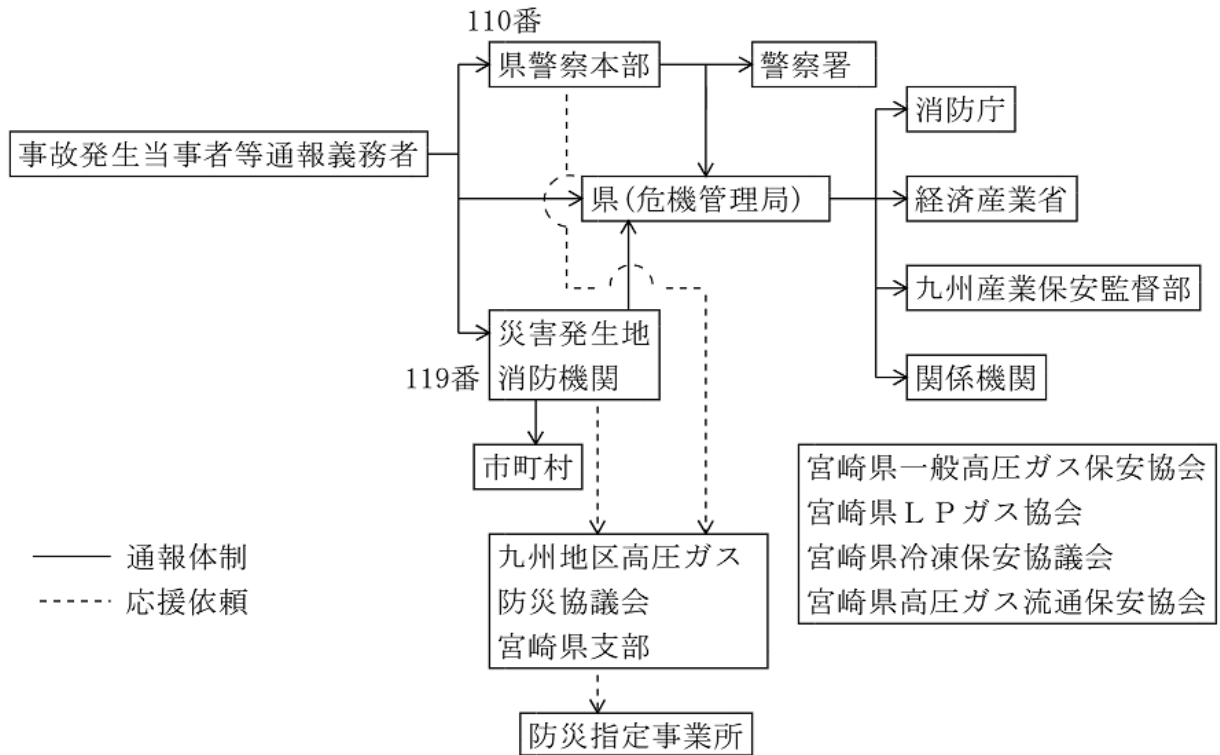
#### 2 通報連絡系統

危険物等災害時の通報連絡系統は次のとおりとする。

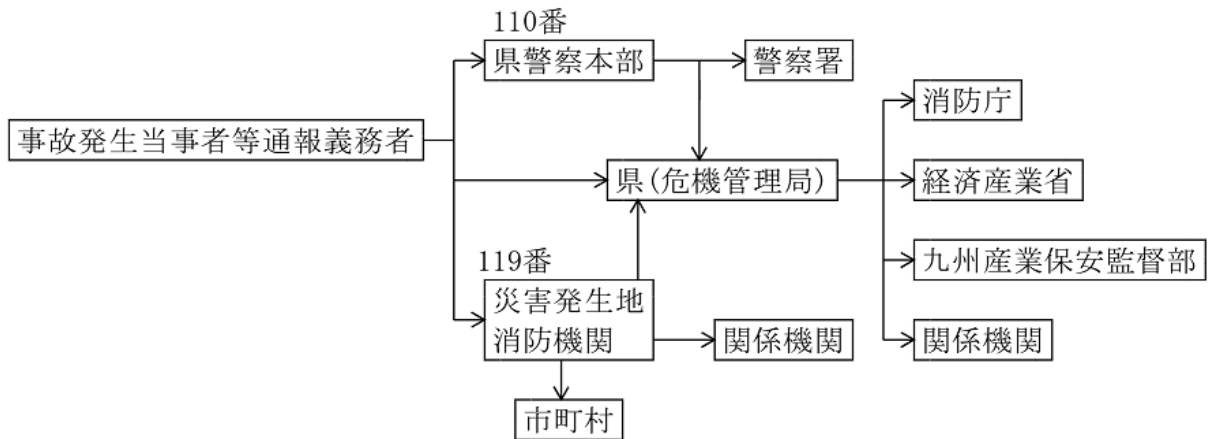
##### (1) 危険物施設



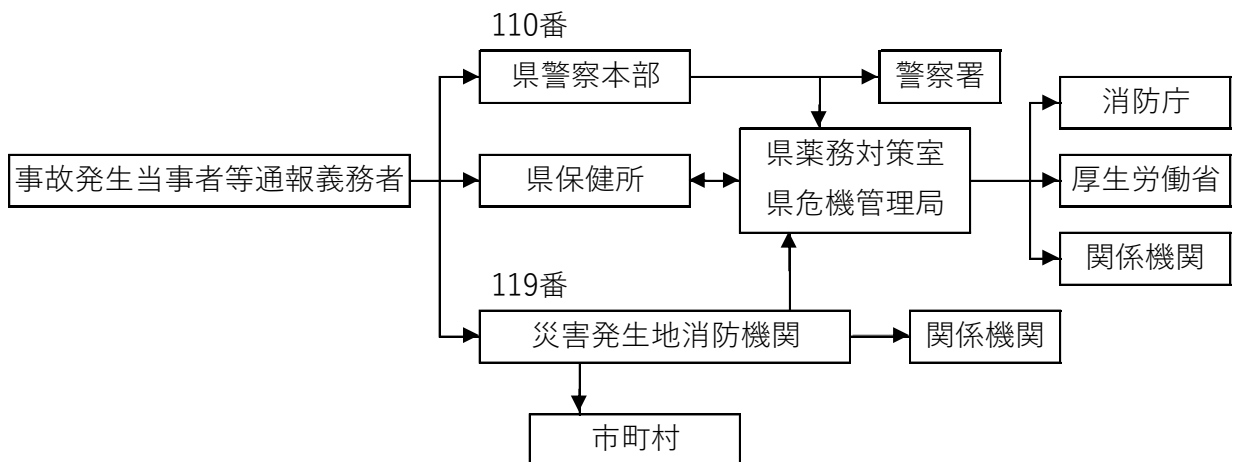
(2) 高压ガス施設



(3) 火薬類施設



(4) 毒劇物施設



第2号様式 (特定の事故)

第 報

- 事故名 {
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
  - 2 危険物等に係る事故
  - 3 原子力施設等に係る事故
  - 4 その他特定の事故

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他( )			
発生場所				
事業所名	特別防災区域	〔レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他〕		
発生日時 (覚知日時)	発見日時	月 日 時 分		
	鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分 ( 月 日 時 分)		
消防覚知方法	気象状況			
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高压ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他( )	物質名		
施設の区分	1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高压ガス施設 4 その他( )			
施設の概要	危険物施設の区分			
事故の概要				
死傷者	死者(性別・年齢) 人		負傷者等 人( 人)	
			重症	人( 人)
		中等症	人( 人)	
		軽症	人( 人)	
消防防災 活動状況 及び 救急・救助 活動状況	出場機関		出場人員	出場資機材
	事業所	自衛防災組織	人	
		共同防災組織	人	
		その他	人	
	消防本部(署)		台	
	消防団		台	
	消防防災ヘリコプター		機	
	海上保安庁		人	
警戒区域の設定 月 日 時 分		自衛隊	人	
使用停止命令 月 日 時 分		その他	人	
災害対策本部等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

3 即報基準

事故等即報を報告すべき基準は、次のとおりとする。

(1) 危険物等に係る事故

危険物等に係る次の事故のうち周辺地域住民に影響を与えたもの、その他大規模なもの

- ① 危険物等施設の事故
- ② 無許可施設の事故
- ③ 危険物等運搬中の事故

(例示)

- ・死者(交通事故によるものを除く。)又は行方不明者が発生したもの
- ・爆発により周辺に被害を及ぼしたもの
- ・周辺地域住民等が避難行動を起こしたもの
- ・大規模タンクの火災、爆発又は漏えい事故
- ・海上への危険物等流出事故
- ・その他、事故の発生形態、被害の態様から社会的に影響度が高いと認められるもの

## 第2節 活動体制の確立

### 第1款 県の活動体制の確立

県は、県内で危険物等災害が発生したときは、関係防災機関の協力を得て、その所掌事務に係る被害予防・応急対策を速やかに実施するとともに、関係機関及び市町村が処理する被害予防・応急対策の実施を支援し、かつ総合調整を行う。

#### 1 情報連絡本部の設置

次の場合は、危機管理局長を本部長とする情報連絡本部を設置する。

- (1) 危険物等災害が発生し拡大するおそれのあるとき。
- (2) その他、危険物等災害に関して危機管理局長が必要と認めたとき。

#### 2 災害警戒本部の設置

##### (1) 設置基準

次の場合は、危機管理統括監を本部長とする災害警戒本部を設置する。

- ア 危険物等災害の拡大により、人命に危害が生じるおそれが生じたとき。
- イ その他、危険物等災害に関して、危機管理統括監が必要であると認めたとき。

##### (2) 本部員

災害警戒本部の本部員は、「宮崎県災害警戒本部設置運営要領」第4条第4項に規定する各課長及び福祉保健課長のうち災害警戒本部長が必要と認める課長とする。

##### (3) 災害警戒本部（支部）の業務

災害警戒本部（支部）は、主として次の業務を行う。

- ア 災害及び被災状況の調査並びに情報の収集及び伝達
- イ 本部長の指示事項の各部及び支部への伝達
- ウ 自衛隊、市町村等関係防災機関及び関係団体との連絡調整

#### 3 災害対策本部の設置

##### (1) 設置基準

次の場合は、知事を本部長とする災害対策本部を設置する。

- ア 危険物等災害の拡大により、多数の人命に損害が生じ、又は生じるおそれがあるとき。
- イ その他、危険物等災害に関して、知事が必要と認めたとき。

#### 4 現地災害対策本部及び災害対策現地合同調整本部の設置

県は危険物等災害により多数の死傷者が生じ、又は生じるおそれがある場合で、必要と認めるときは、現地災害対策本部及び災害対策現地合同調整本部を設け、応急対策の万全を期するものとする。

## 第2款 職員の参集及び動員

職員の参集及び動員については、共通対策編第3章第1節第2款によるほか、次のとおりとする。

### 〈危険物等災害時の職員参集・配備基準〉

危険物等災害時の職員の配備については次表のとおりとする。

本部体制	危機管理局	危険物等 災害対策関係課	地方支部事務局 及び構成出先機関
災害対策本部	全局員	総合対策部、連絡調整課 及び危険物等災害対策 関係課* <sup>1</sup> の緊急要員	発生市町村を管轄する地方支部 事務局の緊急要員
災害警戒本部	待機2個班 登庁	総合対策部及び危険物等 災害対策関係課の緊急要 員	
情報連絡本部	待機1個班 登庁	※連絡調整課はオンコー ル	本課及び所属長の判断による

※各課等の緊急要員については、各所属においてあらかじめ選定しておくものとする。  
※上記基準によりがたい状況にある場合、配置する職員の増減は、各所属長の判断とする。

※1 危険物等災害対策関係課・・・総合政策課、秘書広報課、財産総管理課、福祉保健課、医療政策課、業務対策課、環境森林課、環境管理課、農政企画課、管理課、道路保全課、河川課、砂防課、企業局工務管理課、病院局経営管理課、教育政策課、その他危機管理局長が必要と認める課

## 第3款 市町村の活動体制の確立

市町村は、当該市町村の区域に危険物等災害が発生した場合は、第一次的に被害予防・応急対策を実施する機関として、市町村災害対策本部等を設置し、他の市町村、県等関係防災機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能をあげて被害予防・応急対策の実施に努めるものとする。

## 第4款 危険物等取扱事業者の活動体制の確立

- 事業者は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部設置等必要な体制をとり、速やかに災害の拡大の防止のため必要な措置を講ずるものとする。
- 事業者は、消防機関、警察等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

## 第3節 広域応援活動（共通対策編）

### 第4節 災害の拡大防止活動

#### 1 事業所の災害拡大防止措置

##### 【危険物等取扱施設管理者】

都市ガス、高圧ガス、火薬類、危険物、毒物、劇物等を取り扱う事業所において、異常が発生し災害が拡大する恐れがあるときは、次の措置を講ずる。

- 周辺地域の居住者に対し避難等の行動をとる上で必要な情報を伝達する。
- 警察、最寄りの防災機関にかけつける等可能な手段により直ちに通報する。
- 立入禁止等の必要な防災措置を講ずる。

## 2 立入禁止区域の設定

### 【警察、市町村】

警察及び消防機関は、危険物等が漏えい、流出又は飛散した場合には、直ちに立入禁止区域を設定して、被害の拡大防止に努めるものとする。

## 第5節 救助・救急及び消火活動

共通対策編第3章第4節によるほか、以下によるものとする。

### 1 消火活動

#### 【市町村】

消防機関による消火活動に当たっては、危険物等の性状を十分考慮し、化学消防車等を活用するほか、職員の安全確保に努めるものとする。

### 2 救助・救急活動

#### 【警察、市町村】

警察及び消防機関は、救出救助活動等に当たっては、生化学防護服、特殊型防護ガスマスク、ガス等測定器、送排風機等の装備資機材を有効に活用して、被災者及び職員の安全確保に努めるものとする。

### 3 事業所による消火活動

#### (1) 火災が発生した場合の措置

- ア 自衛消防隊(班)等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。
- イ 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

## 第6節 医療救護活動（共通対策編）

## 第7節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動（共通対策編）

## 第8節 危険物等の大量流出に対する応急対策

### 1 河川等への流出の場合の対策

#### 【県、市町村、九州地方整備局、宮崎海上保安部、関係機関】

危険物等が河川等に大量流出した場合、直ちに関係機関と協力の上、環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講ずるものとする。その際、関係行政機関等からなる大淀川水系水質汚濁防止対策連絡協議会等を有効に活用し、迅速に対応するものとする。

防除措置を実施するに当たっては、必要な資機材を迅速に調達するものとし、危険物等の拡散を最小限に抑える措置を講ずるものとする。

### 2 交通規制等の実施

#### 【警察】

警察は、危険物等が大量に漏出、流出又は飛散した場合には、関係機関と緊密に連携し、地域住民等の避難誘導、立入禁止区域の警戒、交通規制活動等を実施するほか、危険物等の防除活動を行うものとする。

## 第9節 避難収容活動

共通対策編第3章第9節によるほか、以下の通りとする。

危険物等災害時における住民等の避難誘導は、危険物の種類、事故状況、地形、気象等により、そ

の難易度に差があるが、下記のとおりとする。

## 1 避難誘導

避難誘導を行うに当たっては、火流若しくはガス流の方向を予測し、可能な限り主火流・ガス流と直角方向になるように行う。なお、火勢あるいは流出が激しく、延焼・拡散範囲が広く、住民の安全確保が困難な場合は、相当の時間的余裕をもって避難するよう指示する。

避難誘導は、次の手段で行う。

### (1) 防災無線又は有線放送

事故発生を知らせ、住民を安全地帯に誘導する。

### (2) 広報車、パトカーや携帯拡声器

広報車やパトカーで知らせたり、携帯拡声器を携行し、延焼・拡散のおそれのある地域の住民を安全地帯に誘導する。

### (3) 航空機

延焼・拡散地域が広範囲に及ぶと予想されるような場合、県警察本部は航空機による上空からの避難誘導を行う。

## 第10節 被災者等への的確な情報伝達活動

### 【県、市町村、関係機関、事業者】

危険物等災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、高齢者、障害者、外国人等災害時要援護者に配慮した伝達を行うものとする。